

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No.12

[事務局] 北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F
TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

平成17年度も終わりに近づき、新たな年度を迎えようとしています。今年度の相談を振り返ると、16年頃から激増したハガキや携帯電話の架空請求や不当請求が沈静化の傾向を見せ始めた5月、今度は埼玉県の認知症の姉妹が住宅の悪質リフォームによる高額な被害にあったことが報道されたことで、全国の被害の実態が浮き彫りにされ社会問題化しました。この報道を契機に道内においても、高齢者からの悪質な床下改善工事など、リフォーム工事に関する相談が増加しました。

また、17年度に入りこれまで少し落ち着きを見せていた高齢者や若年者を狙った布団の次々販売の相談も増加の傾向を見せています。若年者では、キャッチセールスによるエステの高額な契約が男女の別なく寄せられております。ハガキや封書を用いた悪質な架空請求、携帯電話などによる不当請求、ヤミ金融による保証金詐欺などについては昨年と比べて減少の傾向が見られますが、オレオレ詐欺の相談は道警の情報によると一層増加しています。

このような中で、2月末には絵画販売業者の倒産に端を発した名義貸しや名義の冒用、契約した絵画が届かないなどの被害も全道規模で発生しています。この相談の特徴として、若年者の契約知識の不足による名義貸しの問題があげられます。名義貸しはカード会社を騙す行為であることを肝に銘じてほしいものです。

道警本部では、現在、消費者被害を防止する目的で「警察相談ほっと情報」をホームページで提供しています。自由に印刷して地域住民に対する被害防止の啓発資料として利用してほしいとのことです。町内会の啓発用回覧資料や拡大コピーをして老人クラブ、高齢者介護施設の啓発用ポスターとして利用する。介護ヘルパー、民生委員児童委員、町内役員の研修用資料などにご利用ください。内容を今回のニュースでご紹介いたしますので是非有効な利用方法をご検討ください。

地域におけるネットワークの設立状況は平成16年12月から平成17年12月末日までに4市7町の11地域に設立され、現在、20市町・1管内の21地域となりました。最近の状況を見ると悪質な手口も目立ちますので、市町村ごとのネットワークの設立は一層必要になってくるものと考えます。是非、設立の働きかけを宜しくお願いいたします。

道警本部ホームページアドレス
警察相談ほっと情報 : <http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/soumu/soudanka/hot-top.html>

平成18年度以降のネットワークニュースは予算の都合上2ページとなりますのでご了承ください。

[2月16日号]

デリヘル利用者等対象の示談金振込め事案急増

事例

探偵事務所をかたり

「以前あなたが利用したデリヘル(デリバリーヘルス)のヘルス嬢が実は未成年だったということが分かった。親は児童売春容疑で警察に訴えると言っている。今なら示談できるので 万円振り込んで欲しい。」

とデリヘル利用歴のある人や全く利用歴のない人にも利用事実があったかのように装い金を振り込むよう要求する。

他には、

- ・ 示談金40万のところ、あんたの態度がよいから10万円で示談してやる。
- ・ 今まで数十人はほとんど示談に応じている
- ・ 誠意があれば私が中に立って話を付けてやる
- ・ 裁判になれば罰金300万と3年位の刑になる
- ・ 「あんたは以前、デリヘルを利用しただろう。警察と会社に知られなくなかったら50万円払え。」

と金を要求する。

内容のものもあった。

金銭要求者は、上記探偵事務所のほか、法律事務所、弁護士事務所、デリヘル業者、企画等の名称を使用している。

この種振込要求事案は、主に過去にデリヘルを利用、又は利用はしてないが、電話を架けたことのあるという人を対象に、本年1月から急増している。

被害予防のアドバイス

慌てず落ち着いて、いわれのない金銭の要求には絶対に応じることなく、毅然とした態度できっぱり断りましょう。

自宅又は会社へ押し掛けてきて、金銭要求があった場合は110番通報すること。

再度電話がきた場合は、警察に相談していることを相手に告げること。

個人情報的一切教えないこと。

相手に携帯電話の番号を知られていることから、着信拒否又は電話番号の変更を行うこと。



オレオレ詐欺に関する相談が依然増加！！

1 オレオレ詐欺に関する相談件数の推移

年別\月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成15年	-	-	-	-	-	-	1	7	15	24	12	24	83
平成16年	43	53	77	56	76	89	74	78	105	115	127	170	1,063
平成17年	206	195	70	126	55	80	57	38	94	67	134	119	1,241

平成17年中に1,241件を受理(前年比16.7%増加)

2 最近の相談事例

『会社の金を使い込んだ』

息子や孫を装って、

「携帯電話の番号が変わったから連絡した」と事前に父母や祖父母に連絡を入れ、後日、「会社の金を使い込んだので弁償しなければならない」、「経理が合わないので埋め合わせしなければならない」、「このままではクビになる」等と泣きついて金銭を要求する。(平成17年中 222件受理)

『電話番号が変わった』

息子や孫を装って、

「携帯電話の番号が変わったから連絡した」と父母や祖父母に電話連絡する。

金銭要求の予備行為であるが、相談者に「オレオレ詐欺」と見破られ、その後は連絡が来ない。(平成17年中 199件受理)

『交通事故を起こした』

警察官や弁護士を装って、

「息子さんが人身交通事故を起こした」、「同乗していた女性が妊娠中で破水した」、「同乗者が大けがをした」等と父母に電話し、時には息子を演じる男が交替し、「大変なことをしてしまった、助けて」と泣きじゃくり示談金名目に金銭を要求する。(平成17年中 149件受理)

相談者の性別～平成17年の相談のうち約6割(792件)が女性からの相談

相談者の年齢別～平成17年の相談のうち約7割(886件)が50～70歳代からの相談

被害予防のために

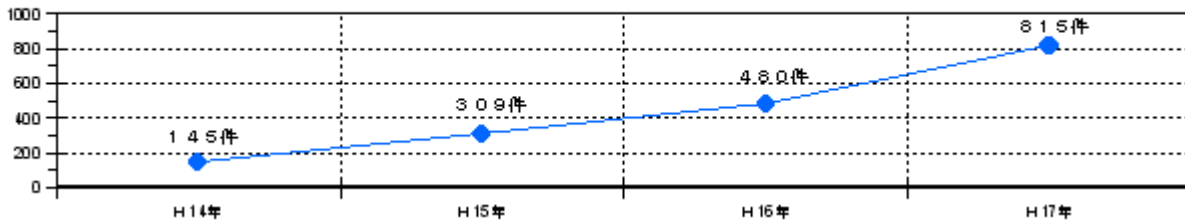
不審な電話がかかってきても慌てず落ち着き、電話を切った後、必ず本人に確認しましょう。
本人確認ができないときは、送金する前に家族や警察に電話しましょう。

インターネットオークション被害に関する相談が急増！！

1 ネットオークション被害に関する相談受理件数

昨年、道警察で受理した相談件数は、815件で前年比で約70%と急増

ネットオークション被害に関する警察相談の推移



2 ネットオークション被害に関する相談事例(平成17年)

代金を振り込んだが、商品が届かず、出品者と連絡がとれなくなった。(約75%)

「商品が故障している」、「出品物と違う商品が送られてきた」等の商取引に伴うトラブル(約20%)

商品を送ったが、代金を支払ってくれず、連絡がとれなくなった。(約5%)

3 ネットオークション被害に関する相談が多い出品物(平成17年)

自動車・部品	～	101件(12.4%)
パソコン	～	63件(7.7%)
家電製品	～	75件(9.2%)
衣料品	～	54件(6.6%)
ブランド物バッグ等	～	65件(7.9%)
コンサートチケット等	～	42件(5.2%)

被害予防のために

取引相手(出品者、落札者)の住所、氏名、自宅電話番号等を確実に確認しましょう。

代金の支払いは、着払いやエスクローサービス(出品者と落札者の取引仲介サービス)など、安全性の高い方法を用いましょう。

口座振り込みをする場合は、出品者と口座名義人が一致しているか確認しましょう。

運営者が提供する情報を確認しましょう。

- ・ 振込先がトラブル口座リストに乗っていないか。
- ・ 出品者の評価はどうか。(評価ランクだけでなく、評価の期間等も参考に)

商品説明や送付方法等を納得するまで質問し、誠意のない出品者との取引は避けましょう。特に、ノークレーム・ノーリターン等の記載がある場合は十分な注意が必要です。